

室見川、百道浜地先、地行浜地先における漁具使用の可否（一例）

使用不可

（じょれんに該当※）



※ 海底を掘り起こす漁具のうち、網目状の部分に貝類などをとどまらせ、採捕するもの。
写真の例はいずれも海底を掘り起こし、網目を有しているため使用不可。

使用可

（じょれんではない※）



※ 海底を掘り起こす漁具だが、網目を有していないため使用可。